

青森県業務継続計画（BCP）

令和5年3月

目 次

第1章 業務継続計画の基本的な考え方	1
第1節 業務継続計画とは	1
第2節 非常時優先業務	4
第3節 災害時応急態勢	6
第4節 計画の適用範囲	8
第2章 前提とする地震と被害想定	9
第1節 前提とする地震等	9
第2節 被害想定	10
第3章 被害想定別の非常時優先業務の選定	12
第1節 太平洋側海溝型地震における非常時優先業務の選定	12
第2節 日本海側海溝型地震における非常時優先業務の選定	14
第3節 内陸直下型地震における非常時優先業務の選定	17
第4章 業務継続に必要な資源の確保	20
第1節 人的資源	20
第2節 物的資源・情報資源	27
第5章 今後の取組み	39
第1節 計画的な対策の実施	39
第2節 業務継続マネジメントの推進	41
資料編 非常時優先業務一覧表	

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

第1節 業務継続計画とは

業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切に業務を執行することを目的とした計画である。

業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、図-1 に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、図-2 に示すような高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。なお、図-2 の業務レベル 100%超過分については、県内外から広域的な人的・物的支援により対応することとなるため、受援体制の充実を図る必要がある（青森県災害時受援計画（平成30年3月策定））。

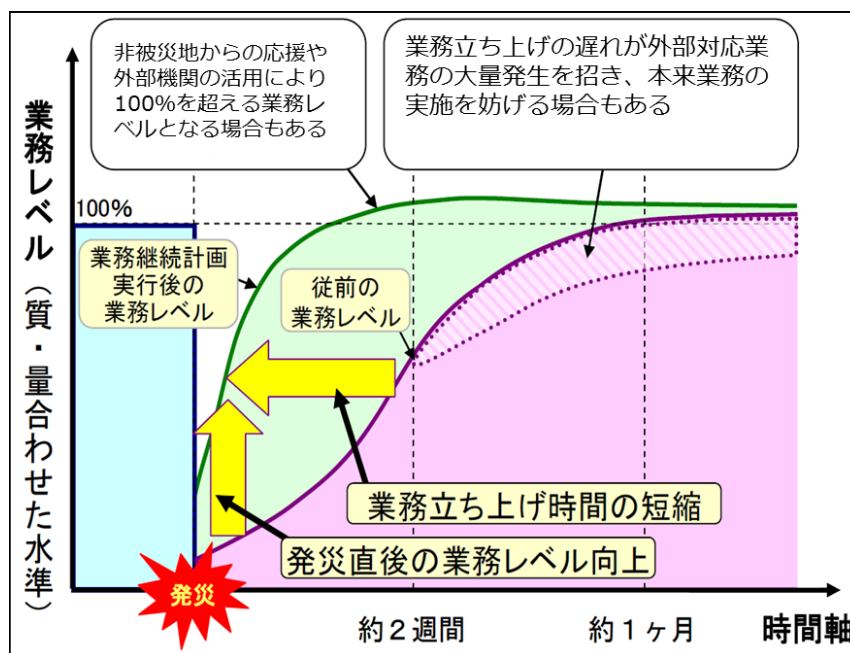


図-1 業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ

出典：『大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き』
（平成28年2月、内閣府 防災担当）、一部加筆

第1章 業務継続計画の基本的な考え方
 第1節 業務継続計画とは

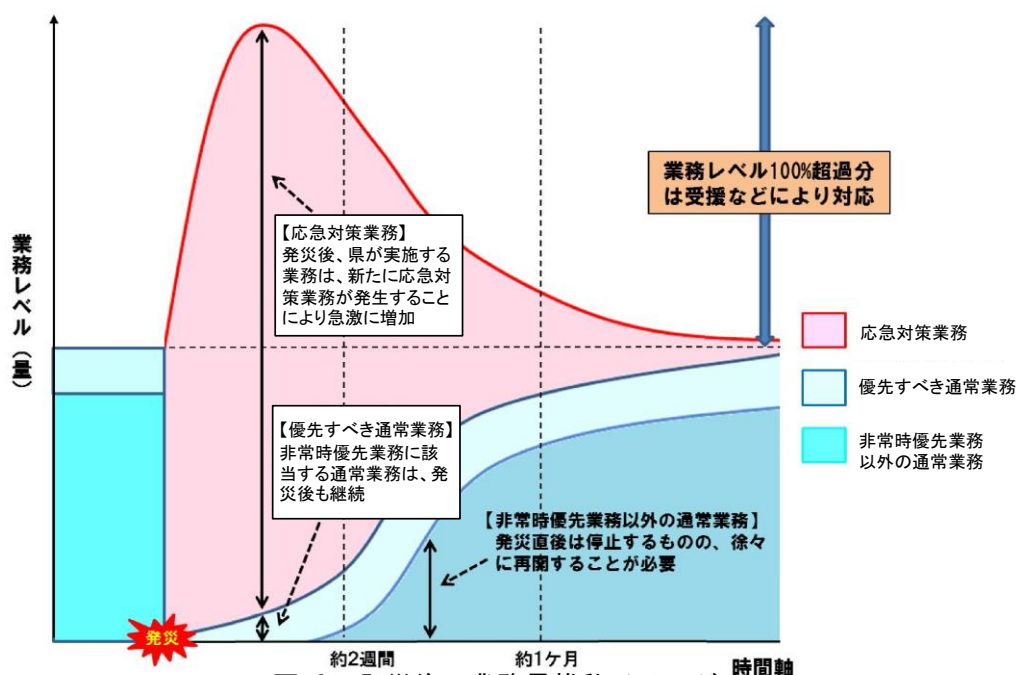


図-2 発災後の業務量推移イメージ

出典：『大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き』
 (平成 28 年 2 月、内閣府 防災担当)、一部加筆

青森県の防災対策を定めた計画としては、災害対策基本法に基づいて策定される青森県地域防災計画があり、これを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとしては、県災害対策本部運営マニュアル（共通編、統括調整部編、各部編、統括調整部各班編、各地方支部編、地方支部リエゾン編）等があるが、業務継続計画は、これらの計画等を補完し、又は相まって、本県が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものである。なお、地域防災計画と業務継続計画の相違点は、表- 1 のとおりである。

表-1 地域防災計画と業務継続計画との関係（内容の主な相違点）

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	地方防災会議が作成し、都道府県又は市町村が実施する計画である。	都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である（※1）。
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災前の予防施策及び被災地への復旧措置に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時の必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある（※2）。	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、被災時に利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある。）。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保については、必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

※1 ただし、関係事業者やその他の防災関係機関とも連携を図るとともに、当該機関等の業務（事業）継続計画との整合性を確保する必要がある。

※2 防災基本計画等への位置付けのほか、地域防災計画の作成の基準となるべき事項を示した消防庁防災業務計画においては、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等について地域防災計画に定めるものとしている。

出典：『大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き』
（平成28年2月、内閣府 防災担当）、一部加筆

第2節 非常時優先業務

第1 非常時優先業務とは

大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務が非常時優先業務である。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称する。）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる（図-3）。発災後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源（以下「必要資源」という。）を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施の支障とならない範囲で業務を継続する。

なお、非常時優先業務は、組織管理、庁舎管理等の業務（注：通常業務に含まれる。）が適切に遂行されることがなければ成り立たず、これらの業務は非常時優先業務の実施を支える極めて重要な役割を担っていることに留意し、非常時優先業務として整理する必要がある。

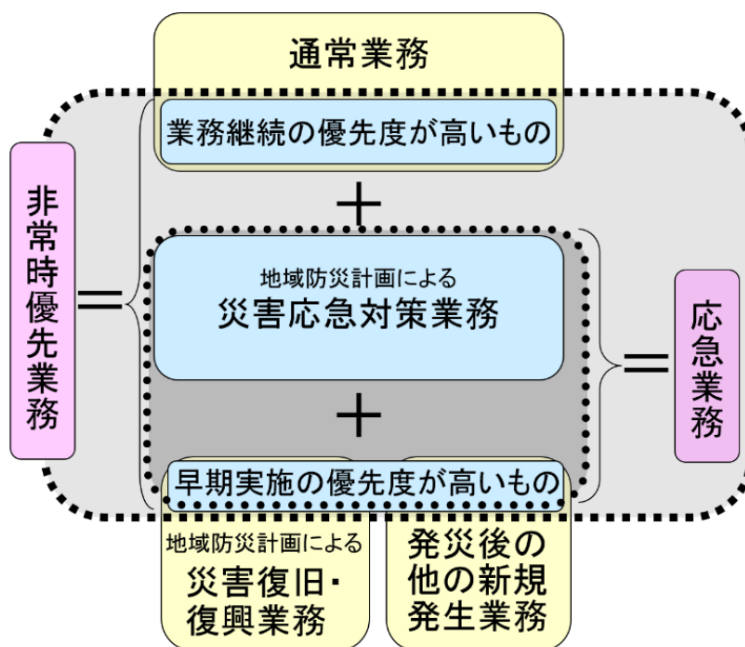


図-3 BCPの対象となる非常時優先業務のイメージ

出典：『大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き』
(平成28年2月、内閣府 防災担当)、一部加筆

第2 業務区分

非常時優先業務の体系、業務内容は以下のとおりとする。

非常時優先業務 = 応急業務 + 優先度の高い通常業務

表-2 非常時優先業務の業務内容

業務区分	業務内容
応急業務	県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、災害発生直後から被害の拡大を防止するために行う業務（風水害等で準用する場合にあっては、災害発生のおそれがある段階における予防業務を含む）。
優先度の高い通常業務	平時から担っている通常業務のうち災害時にも特に継続実施が不可欠な業務。

第3 業務開始目標時間

県は、大規模な地震発生時にあっても、地域社会への重大な影響が発生するまでに非常時優先業務を開始・再開することが求められる。業務開始目標時間とは、非常時優先業務の開始・再開の目標とする時期であるが、ここでの「開始・再開」とは単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指す。

第3節 災害時応急態勢

地震災害時には、「青森県地域防災計画」、「青森県災害対策本部条例」、「青森県災害対策本部に関する規則」及び「青森県災害対策本部の班に関する規程」等で定められた体制により、災害対策に係る業務（災害応急対策、災害復旧対策）の実施を図る。

なお、本計画で想定する「太平洋側海溝型地震」「内陸直下型地震」「日本海側海溝型地震」では、県内の想定震度は震度6弱以上が観測されることが想定されており、この場合、県災害対策本部を設置する。

第1 災害対策本部の設置（非常態勢3号）

表-3-1の基準に該当する災害が発生した場合、もしくは基準に該当する災害が発生し知事が必要と認める場合に県災害対策本部を設置するとともに、地域県民局の管轄区域ごとに本部の事務を分掌させるため、原則として、県災害対策本部が設置された事由が生じた地域県民局管内に支部を置き、地域県民局長をその支部長として充てる。また、災害が局地的である場合等には、必要に応じ現地災害対策本部を置き、副本部長または本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てることができる。この場合、支部は現地災害対策本部長の指揮下に入る。

表-3-1 県災害対策本部の設置基準及び構成員

事項	内容	
設置	○次の基準に該当したときに設置 ・気象の特別警報が発表された場合 ・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合 ・震度6弱以上の地震が観測された場合 ・津波警報又は大津波警報が発表された場合 ・県内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合	
構成員	本部長	知事
	副本部長	副知事
	統括本部員	統括調整部長（危機管理局长）
	本部員	総務部長、企画政策部長、環境生活部長、健康福祉部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、観光国際戦略局长、エネルギー総合対策局长、出納局长、教育長、警察本部長

出典：「青森県地域防災計画（地震・津波災害対策編）（令和4年度修正）」（青森県防災会議）、一部修正

表- 3-2 県災害対策本部等の設置基準

態勢	準備態勢	警戒態勢		非常態勢
略号	1号	2号-1	2号-2	3号
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢
配備基準	<p>・次のいずれかの気象注意報等が発表された場合</p> <p>①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報</p> <p>・震度4の地震が観測された場合</p> <p>・知事が指示したとき</p>	<p>・次のいずれかの気象警報が発表された場合</p> <p>①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮警報 ⑤大雪警報（概ね1m以上） ⑥暴風雪警報</p> <p>・指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合</p> <p>・水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合</p> <p>・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合</p> <p>・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合</p> <p>・震度5弱の地震が観測された場合</p> <p>・知事が指示したとき</p>	<p>・土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>・指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合</p> <p>・水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合</p> <p>・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想される場合</p> <p>・記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>・他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が本県又は近傍を通過すると予想される場合</p> <p>・前記に該当しない場合で、県の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合（複数市町村で、災害対策本部等が設置された場合等）</p> <p>・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</p> <p>・震度5強の地震が観測された場合</p> <p>・津波注意報が発表された場合</p> <p>・北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合</p> <p>・知事が指示したとき</p>	<p>・気象の特別警報が発表された場合</p> <p>・岩木山、八甲田山又は十和田において噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合</p> <p>・震度6弱以上の地震が観測された場合</p> <p>・津波警報又は大津波警報が発表された場合</p> <p>・県内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合</p>
設置する組織	—	災害情報連絡室	<p>災害警戒本部</p> <p>配備基準に該当する地方支部（危機管理局長が決定）</p>	<p>災害対策本部</p> <p>配備基準に該当する地方支部（知事が決定）</p>
配備決定者	防災危機管理課長	防災危機管理課長	<p>危機管理局長</p> <p>危機管理局長</p>	<p>知事</p> <p>知事</p>
態勢責任者	防災危機管理課 危機管理対策GM	防災危機管理課長	<p>災害警戒本部長（危機管理局長）</p> <p>災害警戒本部地方支部長（地域県民局地域連携部長）</p>	<p>本部長（知事）</p> <p>支部長（県民局長）</p>

※下段は地方支部が設置される場合

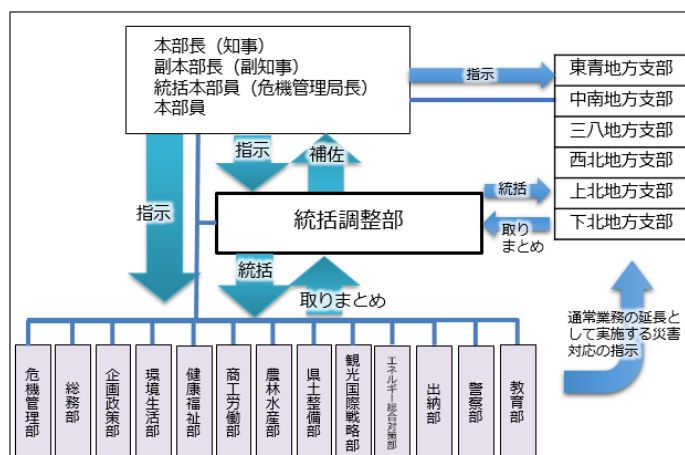


図-4 青森県災害対策本部の組織図（概要）

第4節 計画の適用範囲

本計画の適用範囲（対象組織）は、知事部局等（各地域県民局等の出先機関を含む）とする。
 なお、本計画の対象期間は、地震発災から1ヶ月間とする。

第2章 前提とする地震と被害想定

第1節 前提とする地震等

本計画は、主に地震災害を想定しているが、風水害をはじめとした自然災害や、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める緊急処理事態等の他の危機事象等（ただし、新型インフルエンザ等の感染症を除く。）が発生した場合には、本計画を準用して対応を図る。

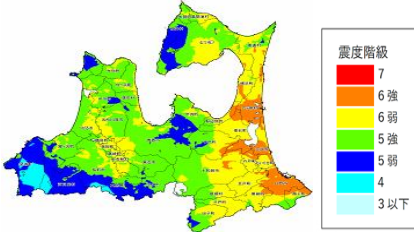
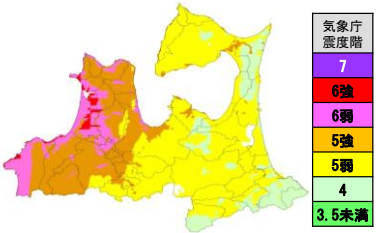
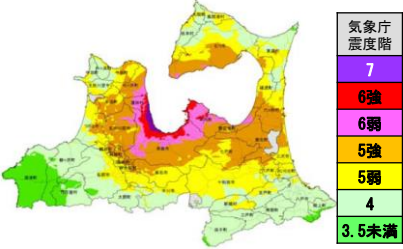
第1 想定地震と津波

青森県地震・津波被害想定調査（平成24年～25年度、平成27年度及び令和3年度）における「太平洋側海溝型地震(Mw9.3)」「日本海側海溝型地震(Mw7.9)」「内陸直下型地震(Mw6.7)」*の3ケースを想定する。

庁舎の被災状況など、地震のケースによって異なる部分があるため、3ケース全てにおいて業務継続体制を整理する。

(1) 想定地震と震度分布

表-4 想定地震と震度分布

想定地震	震度分布
①太平洋側海溝型地震 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 太平洋側のほとんど全ての市町村の全域に震度6弱以上が分布している。 ○ 県中央部の震度は、震度5弱～震度5強程度である。 ○ 青森県西部でも岩木川沿いに震度6弱が分布している。
②日本海側海溝型地震 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津軽地方沿岸部に震度6弱以上が広く分布している。 ○ 震度5強は、津軽地方内陸部に広く分布している。 ○ 震度5弱は、南部地域に広く分布している。
③内陸直下型地震 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 断層の位置する青森市北西部、蓬田村を中心として青森湾沿岸に同心円状に震度6弱以上が分布している。 ○ 震度7は、青森市北西部、蓬田村の沿岸部に分布している。 ○ 青森市は市の90%以上の区域が震度5強以上となっている。

第2 発災時刻

地震災害時に業務継続を図るためには、業務遂行に必要な資源の確保が重要となる。特に職員の確保が重要であるが、職員参集がより困難な状況を想定するため、発災時刻は『冬深夜(業務時間外)』とする。ただし、被害想定においては、青森県地震・津波被害想定調査において最も被害が大きい発災時刻(冬18時)の値を用いる。

※モーメント・マグニチュード(Mw)：周期が数十秒以上の長周期の地震波とその波の形を使って計算されるマグニチュードで、断層運動の規模に関係付けられている。

第2節 被害想定

想定災害に基づく被害の想定は次のとおりである。

表-5 建物被害・人的被害

	太平洋側海溝型地震	日本海側海溝型地震	内陸直下型地震
建物被害(全壊)	111,000棟	12,000棟	22,000棟
建物被害(半壊)	86,000棟	41,000棟	42,000棟
人的被害(死者数)	53,000人	6,900人	2,900人
人的被害(負傷者数)	15,000人	4,500人	10,000人

表-6 ライフライン被害

項目	条件・定義	単位	想定地震			備考(※)
			太平洋側海溝型地震	日本海側海溝型地震	内陸直下型地震	
ライフライン被害 上水道	断水人口	人	693,000	112,000	254,000	上水道供給人口 1,239,000
	断水率	%	56%	9%	21%	
下水道	支障人口	人	696,000	19,000	42,000	下水道処理人口 1,239,000
	支障率	%	56%	2%	3%	
電力	影響人口	人	976,000	123,000	200,000	人口 1,239,000
	停電率	%	78%	10%	16%	
通信(固定電話・携帯電話)	不通回線数	回線	309,000	47,000	76,000	回線数 396,000
	不通回線率	%	78%	12%	19%	
都市ガス	供給停止戸数	戸数	39,000	23,000	60,000	供給戸数 63,000
	供給停止率	%	62%	37%	95%	
LPガス	被害箇所	箇所	6,300	2,600	2,400	

※ 令和3年度青森県地震・津波被害想定調査の数値による。

表-7 交通施設被害

項目	条件・定義	単位	想定地震		
			太平洋側 海溝型地震	日本海側 海溝型地震	内陸 直下型地震
道路 (緊急輸送道路)	被害箇所	箇所	320	480	540
鉄道	被害箇所	箇所	920	380	400
港湾 (防災機能強化港)	港湾被害 箇所	箇所	120	10	50

※数値の表示方法:「5 以上 1000 未満」は一の位を四捨五入、「1000 以上 1 万未満」は十の位を四捨五入、「1 万
 以上」は百の位を四捨五入。

第3章 被害想定別の非常時優先業務の選定

第1節 太平洋側海溝型地震における非常時優先業務の選定

太平洋側海溝型地震発生時の被災シナリオを基に、BCPの前提条件を検討し、実施すべき非常時優先業務を選定した。

第1 太平洋側海溝型地震の被災シナリオと前提条件

被災シナリオ及び前提条件は以下のとおりである。

表-8 太平洋側海溝型地震の被災シナリオ

	地震	津波	対応
東青	【震度】 震度5弱～震度6強 【液状化】 0～25cm以上の地盤沈下 【建物被害】 全壊：26,000棟・半壊：29,000棟	【最高津波到達時間】 60～190分程度 【最高水位】 5.6m程度（最大） 【人的被害】 （建物倒壊等含） 死者：22,000人・負傷者4,300人	【断水】 断水人口：158,000人 【下水機能支障】 支障人口：222,000人 【停電】 影響人口：211,000人 【通信不通】 不通回線数：66,000回線
中南	【震度】 震度4～震度6弱 【液状化】 0～25cm以上の地盤沈下 【建物被害】 全壊：4,000棟・半壊：18,000棟 【人的被害】 死者：30人・負傷者80人	無し	【断水】 断水人口：72,000人 【下水機能支障】 支障人口：163,000人 【停電】 影響人口：180,000人 【通信不通】 不通回線数：54,000回線
西北	【震度】 震度4～震度6弱 【液状化】 0～20cmの地盤沈下 【建物被害】 全壊：930棟・半壊：4,700棟	【最高津波到達時間】 5～145分程度 【最高水位】 3.9m程度（最大） 【人的被害】 （建物倒壊等含） 死者：140人・負傷者120人	【断水】 断水人口：36,000人 【下水機能支障】 支障人口：42,000人 【停電】 影響人口：87,000人 【通信不通】 不通回線数：31,000回線
下北	【震度】 震度5弱～震度6強 【液状化】 0～25cm以上の地盤沈下 【建物被害】 全壊：13,000棟・半壊：11,000棟	【最高津波到達時間】 15～200分程度 【最高水位】 10.8m程度（最大） 【人的被害】 （建物倒壊等含） 死者：6,500人・負傷者2,000人	【断水】 断水人口：44,000人 【下水機能支障】 支障人口：16,000人 【停電】 影響人口：52,000人 【通信不通】 不通回線数：20,000回線
上北	【震度】 震度5弱～震度7 【液状化】 0～25cmの地盤沈下 【建物被害】 全壊：13,000棟・半壊：9,600棟	【最高津波到達時間】 20～180分程度 【最高水位】 21.1m程度（最大） 【人的被害】 （建物倒壊等含） 死者：4,500人・負傷者1,500人	【断水】 断水人口：138,000人 【下水機能支障】 支障人口：93,000人 【停電】 影響人口：174,000人 【通信不通】 不通回線数：58,000回線

第3章 被害想定別の非常時優先業務の選定
 第1節 太平洋側海溝型地震における非常時優先業務の選定

	地震	津波	対応
三八	【震度】 震度5弱～震度6強 【液状化】 0～25cmの地盤沈下 【建物被害】 全壊：53,000棟・半壊：14,000棟	【最高津波到達時間】 30～50分程度 【最高水位】 21.0m程度（最大） 【人的被害】 （建物倒壊等含） 死者：20,000人・負傷者7,300人	【断水】 断水人口：244,000人 【下水機能支障】 支障人口：161,000人 【停電】 影響人口：272,000人 【通信不通】 不通回線数：81,000回線

表-9 太平洋側海溝型地震の前提条件

	職員	上水道	下水道	電力	通信
東青	参集職員は限定される	1週間以上断水	1週間以上機能支障	1週間以上停電	1週間以上不通
中南	参集職員は限定される	1週間以上断水	1週間以上機能支障	1週間停電	1週間不通
西北	参集職員は限定される	1週間以上断水	1週間以上機能支障	1週間停電	1週間不通
下北	参集職員は限定される	1週間以上断水	1週間以上機能支障	1週間以上停電	1週間以上不通
上北	参集職員は限定される	1週間以上断水	1週間以上機能支障	1週間以上停電	1週間以上不通
三八	参集職員は限定される	1週間以上断水	1週間以上機能支障	1週間以上停電	1週間以上不通

※停電する場合、参集職員は限定されるものとする。

第2 非常時優先業務の選定結果

主な非常時優先業務は以下のとおりである。

表-10 主な非常時優先業務

業務開始目標時間	主な非常時優先業務（応急対策業務等）
発災後 3時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・初動態勢の確立（災害対策本部及び地方支部、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等） ・被災状況の把握 ・広域応援要請（警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る団体、国、他の地方公共団体への派遣要請） ・自衛隊災害派遣要請 ・応急活動（救助・救急）に係る市町村への支援 ・被災市町村への県リエゾン（情報連絡員）派遣
発災後 12時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況の把握、報告及び二次災害防止対策の実施 ・緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路啓開作業の開始 ・被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 ・政府プッシュ型支援の受入調整 ・県民相談窓口の設置 ・遺体安置所の設置
発災後 24時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用 ・義援物資の受入れ ・防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 ・災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保
発災後 72時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・国への緊急要望に関する事 ・避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関する事 ・災害関連予算の執行に関する事 ・義援金の口座開設、受付開始 ・被災児童・生徒の他県等への受入れ要請 ・商工業支援対策

第3章 被害想定別の非常時優先業務の選定
 第2節 日本海側海溝型地震における非常時優先業務の選定

発災後 1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん ・教育相談
発災後 2週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・被災所管施設の応急復旧開始 ・県税の軽減措置に関すること ・中小企業の災害関連相談の実施 ・教育活動再開に向けた調整開始
発災後 1ヶ月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村への財政支援 ・応急仮設住宅の建設開始

(部局別の主な非常時優先業務は資料編のとおり。)

第2節 日本海側海溝型地震における非常時優先業務の選定

日本海側海溝型地震発生時の被災シナリオを基に、BCPの前提条件を検討し、実施すべき非常時優先業務を選定した。

第1 日本海側海溝型地震の被災シナリオと前提条件

被災シナリオ及び前提条件は以下のとおりである。

表- 11 日本海側海溝型地震の被災シナリオ

	地震	津波	対応
東青	【震度】 震度5強～震度6弱 【液状化】 0～25cmの地盤沈下 【建物被害】 全壊：1,700棟・半壊：11,000棟 【人的被害】 死者：10人・負傷者630人	【最高津波到達時間】 20～120分以上程度 【最高水位】 9.70m(最大) 【人的被害】(建物倒壊等含) 死者：340人・負傷者140人	【断水】 断水人口：2,400人 【下水機能支障】 支障人口：10,000人 【停電】 停電軒数：2,100軒 【通信不通】 不通回線数：980回線
中南	【震度】 震度5強～震度6弱 【液状化】 0～25cm以上の地盤沈下 【建物被害】 全壊：3,200棟・半壊：11,000棟 【人的被害】 死者：わずか・負傷者590人	無し	【断水】 断水人口：32,000人 【下水機能支障】 支障人口：5,100人 【停電】 停電軒数：16,000軒 【通信不通】 不通回線数：6,200回線
西北	【震度】 震度4～震度6強 【液状化】 0～25cmの地盤沈下 【建物被害】 全壊：7,000棟・半壊：19,000棟 【人的被害】 死者：160人・負傷者2,200人	【最高津波到達時間】 0～25分程度 【最高水位】 22.6m程度(最大) 【人的被害】(建物倒壊等含) 死者：6,400人・負傷者940人	【断水】 断水人口：78,000人 【下水機能支障】 支障人口：2,700人 【停電】 停電軒数：80軒 【通信不通】 不通回線数：40,000回線
下北	【震度】 震度5強 【液状化】 若干の地盤沈下 【建物被害】 なし 【人的被害】 死者：わずか・負傷者：わずか	【最高津波到達時間】 30～120分以上程度 【最高水位】 3.10m程度(最大) 【建物被害】(建物倒壊等含) 全壊：270棟・半壊：1,700棟 【人的被害】(建物倒壊等含) 死者：無し・負傷者：10人	【断水】 断水人口：0人 【下水機能支障】 支障人口：わずか 【停電】 停電軒数：0軒 【通信不通】 不通回線数：わずか

第3章 被害想定別の非常時優先業務の選定
 第2節 日本海側海溝型地震における非常時優先業務の選定

	地震	津波	対応
上北	【震度】 震度5弱～震度5強 【液状化】 若干の地盤沈下 【建物被害】 全壊：わずか・半壊：160棟 【人的被害】 なし	無し	【断水】 断水人口：0人 【下水機能支障】 支障人口：190人 【停電】 停電軒数：0軒 【通信不通】 不通回線数：わずか
三八	【震度】 震度4～震度5弱 【液状化】 地盤沈下なし 【建物被害】 なし 【人的被害】 なし	無し	【断水】 断水人口：0人 【下水機能支障】 支障人口：90人 【停電】 停電軒数：0軒 【通信不通】 不通回線数：わずか

表-12 日本海側海溝型地震の前提条件

	職員	上水道	下水道	電力	通信
東青	参集職員は限定される	断水なし	3日間機能支障	3日間停電	3日間不通
中南	参集職員は限定される	3日間断水	3日間機能支障	3日間停電	3日間不通
西北	参集職員は限定される	3日間断水	3日間機能支障	3日間停電	3日間不通
下北	参集職員は限定される	断水なし	機能支障なし	3日間停電	3日間不通
上北	発災直後から参集可能	断水なし	機能支障なし	停電なし	不通なし
三八	発災直後から参集可能	断水なし	機能支障なし	停電なし	不通なし

第2 非常時優先業務の選定結果

主な非常時優先業務は以下のとおりである。

表- 13 主な非常時優先業務

業務開始目標時間	主な非常時優先業務（応急対策業務等）
発災後 3時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・初動態勢の確立（災害対策本部及び地方支部、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等） ・被災状況の把握 ・広域応援要請（警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る団体、国、他の地方公共団体への派遣要請） ・自衛隊災害派遣要請 ・応急活動（救助・救急）に係る市町村への支援 ・被災市町村への県リエゾン（情報連絡員）派遣
発災後 12時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況の把握、報告—及び二次災害防止対策の実施 ・緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路啓開作業の開始 ・被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 ・政府プッシュ型支援の受入調整 ・県民相談窓口の設置 ・遺体安置所の設置
発災後 24時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用 ・義援物資の受入れ ・防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 ・災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保
発災後 72時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・国への緊急要望に関すること ・避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関すること ・災害関連予算の執行に関すること ・義援金の口座開設、受付開始 ・被災児童・生徒の他県等への受入れ要請 ・商工業支援対策
発災後 1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん ・教育相談
発災後 2週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・被災所管施設の応急復旧開始 ・県税の軽減措置に関すること ・中小企業の災害関連相談の実施 ・教育活動再開に向けた調整開始
発災後 1ヶ月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村への財政支援 ・応急仮設住宅の建設開始

（部局別の主な非常時優先業務は資料編のとおり。）

第3節 内陸直下型地震における非常時優先業務の選定

内陸直下型地震発生時の被災シナリオを基に、BCPの前提条件を検討し、実施すべき非常時優先業務を選定した。

第1 内陸直下型地震の被災シナリオと前提条件

被災シナリオ及び前提条件は以下のとおりである。

表-14 内陸直下型地震の被災シナリオ

	地震	津波	対応
東青	【震度】 震度4～震度7 【液状化】 0～20cmの地盤沈下 【建物被害】 全壊：22,000棟・半壊：42,000棟	【最高津波到達時間】 0分以内～30分程度 【最高水位】 1.0m程度（最大） 【人的被害】 （建物倒壊等含） 死者：2,900人・負傷者10,000人	【断水】 断水人口：240,000人 【下水機能支障】 支障人口：38,000人 【停電】 停電軒数：190,000軒 【通信不通】 不通回線数：72,000回線
中南	【震度】 震度3以下～震度5強 【液状化】 0～25cm以上の地盤沈下 【建物被害】 全壊：130棟・半壊：480棟 【人的被害】 死者：わずか・負傷者30人	無し	【断水】 断水人口：1,800人 【下水機能支障】 支障人口：2,100人 【停電】 停電軒数：わずか 【通信不通】 不通回線数：わずか
西北	【震度】 震度3以下～震度6強 【液状化】 地盤沈下なし 【建物被害】 全壊：わずか・半壊：360棟 【人的被害】 死者：わずか・負傷者70人	無し	【断水】 断水人口：2,400人 【下水機能支障】 支障人口：610人 【停電】 停電軒数：1,400軒 【通信不通】 不通回線数：710回線
下北	【震度】 震度3以下～震度6弱 【液状化】 地盤沈下なし 【建物被害】 全壊：50棟・半壊：890棟	【最高津波到達時間】 30～60分程度 【最高水位】 1.0m程度（最大） 【人的被害】 （建物倒壊等含） 死者：20人・負傷者40人	【断水】 断水人口：1,300人 【下水機能支障】 支障人口：180人 【停電】 停電軒数：2,600軒 【通信不通】 不通回線数：630回線
上北	【震度】 震度4～震度6弱 【液状化】 地盤沈下なし 【建物被害】 全壊：30棟・半壊：590棟 死者：わずか・負傷者：わずか	【最高津波到達時間】 30～60分程度 【最高水位】 1.0m程度（最大） 【人的被害】 （建物倒壊等含） 死者：わずか・負傷者：90人	【断水】 断水人口：7,900人 【下水機能支障】 支障人口：1,000人 【停電】 停電軒数：5,200軒 【通信不通】 不通回線数：2,000回線

第3章 被害想定別の非常時優先業務の選定

第3節 内陸直下型地震における非常時優先業務の選定

	地震	津波	対応
三八	【震度】 震度3以下～震度5弱 【液状化】 地盤沈下なし 【建物被害】 なし 【人的被害】 死者：わずか・負傷者：わずか	無し	【断水】 断水人口：0人 【下水機能支障】 支障人口：50人 【停電】 停電軒数：0軒 【通信不通】 不通回線数：0回線

表-15 内陸直下型地震の前提条件

	職員	上水道	下水道	電力	通信
東青	参集職員は限定される	1週間以上断水	1週間機能支障	1週間停電	1週間不通
中南	発災直後から参集可能	断水なし	1日間機能支障	停電なし	停電なし
西北	参集職員は限定される	1日间断水	1日間機能支障	3日間停電	3日間不通
下北	参集職員は限定される	1日间断水	1日間機能支障	3日間停電	3日間不通
上北	参集職員は限定される	1日间断水	1日間機能支障	3日間停電	3日間不通
三八	発災直後から参集可能	断水なし	機能支障なし	停電なし	不通なし

第2 非常時優先業務の選定結果

主な非常時優先業務については以下のとおりである。

表-16 主な非常時優先業務

業務開始目標時間	主な非常時優先業務（応急対策業務等）
発災後 3時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・初動態勢の確立（災害対策本部及び地方支部、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等） ・被災状況の把握 ・広域応援要請（警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る団体、国、他の地方公共団体への派遣要請） ・自衛隊災害派遣要請 ・応急活動（救助・救急）に係る市町村への支援 ・被災市町村への県リエゾン（情報連絡員）派遣
発災後 12時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況の把握、報告—及び二次災害防止対策の実施 ・緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路啓開作業の開始 ・被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 ・政府プッシュ型支援の受入調整 ・県民相談窓口の設置 ・遺体安置所の設置
発災後 24時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用 ・義援物資の受入れ ・防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 ・災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保
発災後 72時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・国への緊急要望に関する事 ・避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関する事 ・災害関連予算の執行に関する事 ・義援金の口座開設、受付開始 ・被災児童・生徒の他県等への受入れ要請 ・商工業支援対策
発災後 1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん ・教育相談

第3章 被害想定別の非常時優先業務の選定

第3節 内陸直下型地震における非常時優先業務の選定

業務開始目標時間	主な非常時優先業務（応急対策業務等）
発災後 2週間まで	・被災所管施設の応急復旧開始 ・県税の軽減措置に関すること ・中小企業の災害関連相談の実施 ・教育活動再開に向けた調整開始
発災後 1ヶ月まで	・被災市町村への財政支援 ・応急仮設住宅の建設開始

（部局別の主な非常時優先業務は資料編のとおり。）

第4章 業務継続に必要な資源の確保

本章では、地震災害時に非常時優先業務の継続あるいは早期再開を実現するため、業務継続に必要な業務資源・環境（人的資源、物的資源・情報資源）について整理する。

第1節 人的資源

業務継続に必要な人的資源について、①職員の確保状況（現状）及び②災害時の需要を分析することで、災害時における業務継続可能性を検証し、③職員の確保を図る。なお、指揮命令系統、安否確認及び参集方法については県災害対策本部運営マニュアルによることとする。また、不足する職員の確保については、青森県災害時受援計画・応援計画によることとする。

第1 参集職員の推計の考え方

前提とする地震において、強い揺れによる街区の被害や津波による広域被害が予想される地域では、職員本人及びその家族の被災、救出・救助への従事、交通手段の途絶等の理由から、登庁の遅れ、あるいは登庁できない職員など、「参集職員は限定される」地域では、次の参集条件により参集可能職員数を算出した。

<参集条件>

- ・発災から3日間は、交通手段の途絶により、登庁可能な職員は20km圏内の居住者のみとし、交通手段の復旧は4日目以降とする。
- ・発災直後は被災や救出・救助への従事等により登庁できない職員もいるが、時間経過とともに、ほとんどの職員が参集可能となる。
- ・ただし、職員自身の被災を見込み、最終的な参集率は98%として想定する。

<参集可能人数の想定>

積雪地域で本県と規模等が類似する他県の参集率を参考に、参集可能人数を想定。

	～3時間	～12時間	～24時間	～3日間	～1週間	～2週間	～1か月
参集率	40%	50%	60%	70%	80%	85%	98%

<参集職員の推計>

第3章第1節から第3節における前提条件を踏まえ、「参集職員は限定される」地域は以下のとおりとした。

	太平洋側海溝型地震	日本海側海溝型地震	内陸直下型地震
東青地域	参集職員は限定される	参集職員は限定される	参集職員は限定される
中南地域	参集職員は限定される	参集職員は限定される	発災直後から参集可能
西北地域	参集職員は限定される	参集職員は限定される	参集職員は限定される
下北地域	参集職員は限定される	参集職員は限定される	参集職員は限定される
上北地域	参集職員は限定される	発災直後から参集可能	参集職員は限定される
三八地域	参集職員は限定される	発災直後から参集可能	発災直後から参集可能

第2 必要職員数と参集職員数の比較

非常時優先業務の実施時期別に、必要な職員数を整理した。

また、3つのケースそれぞれで、参集職員数を整理し、業務継続に必要な職員数と比較した。

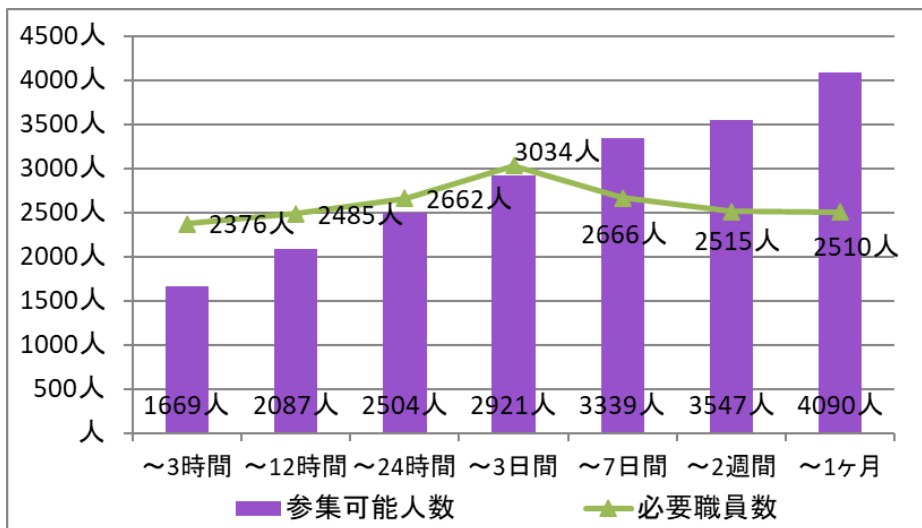
必要な職員数は、本県の津波浸水想定（令和3年5月公表）で、庁舎等の浸水が想定されることを踏まえ、庁舎等が被災（浸水）しない場合とした場合の2パターンを設定した。

なお、発災直後から概ね三日間は、被害状況の早期把握や迅速な災害対策本部会議対応等のため、24時間態勢で業務を行うことを踏まえた必要職員数を設定した。

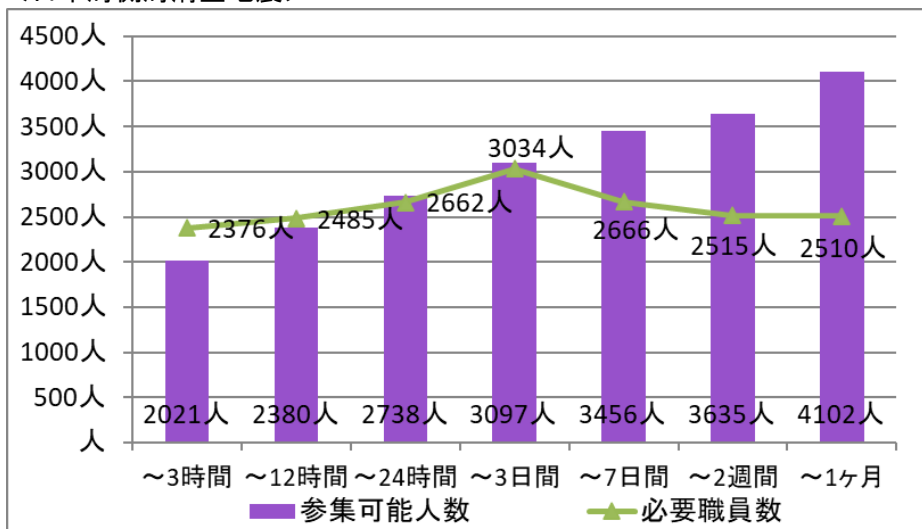
図-5 必要人数と参集可能人数

【庁舎等が被災しない場合】

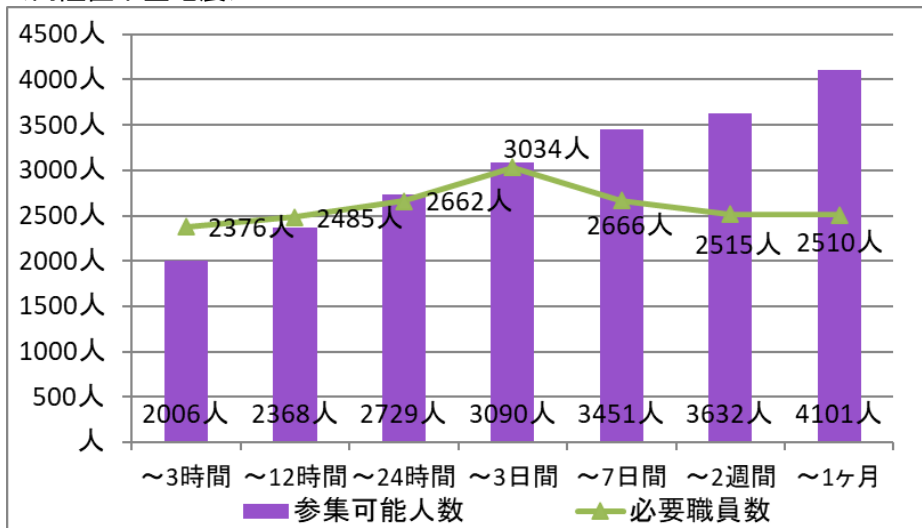
＜太平洋側海溝型地震＞



＜日本海側海溝型地震＞

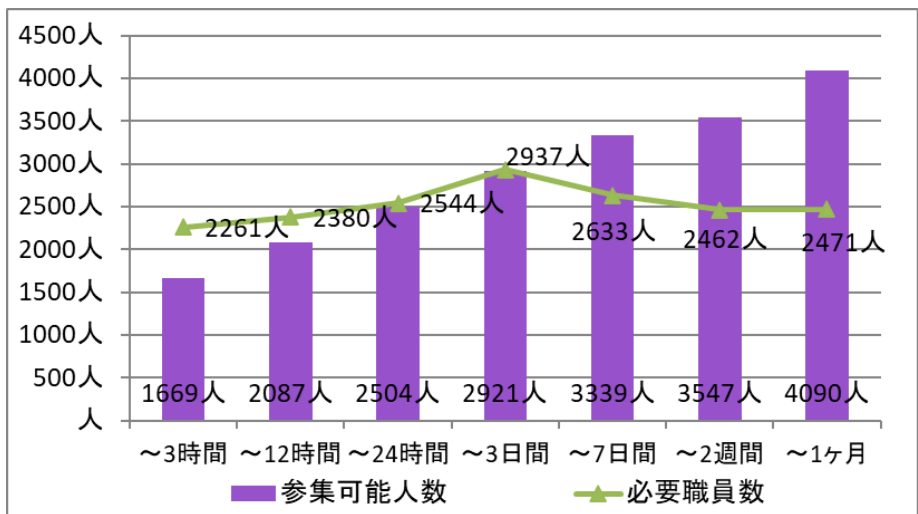


＜内陸直下型地震＞

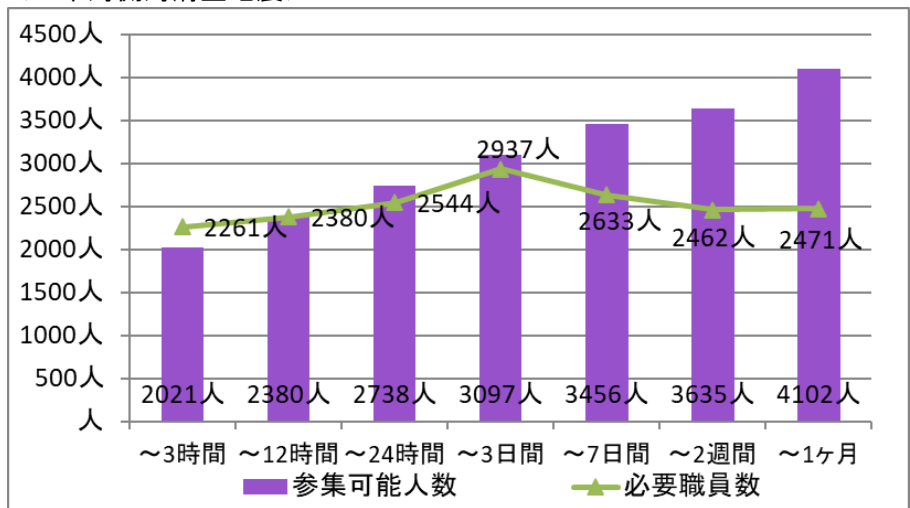


【庁舎等が被災した場合】

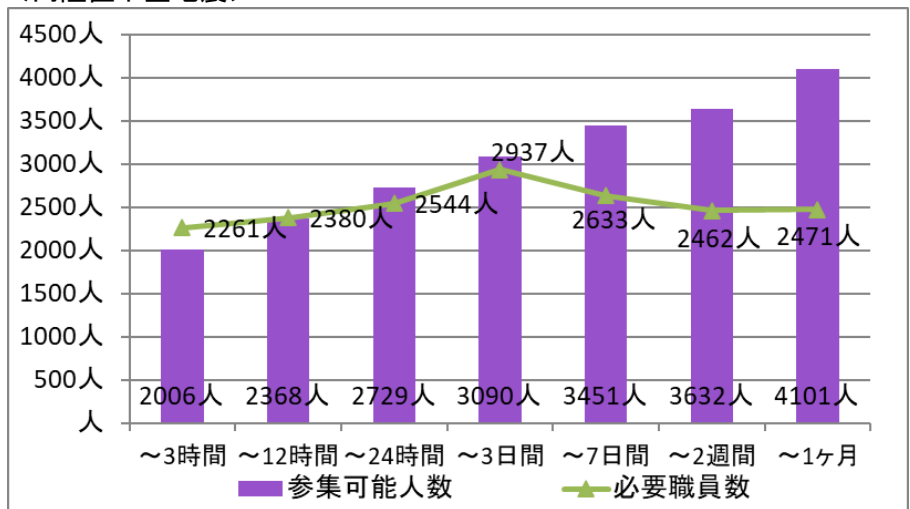
＜太平洋側海溝型地震＞



＜日本海側海溝型地震＞



＜内陸直下型地震＞



第3 職員の確保

災害時においても、非常時優先業務の実施に必要な職員を確保するために必要な考え方を整理する。

(1) 必要資源の確保状況（現状）

必要資源の確保状況（現状）
<p><必要職員の確保></p> <ul style="list-style-type: none">○ 災害対策本部統括調整部要員として、危機管理局職員、各部局専門職員及び支援員をあらかじめ指定している。○ 災害対策本部統括調整部及び各部において実施する業務については、県災害対策本部運営マニュアル（共通編、統括調整部編、各部編）に記載している。○ 職員の非常参集については県災害対策本部運営マニュアルに基づき実施する。

(2) 災害時の需要（業務資源の需要）

災害時の需要（業務資源の需要）
<ul style="list-style-type: none">○ 図5のとおり、太平洋側海溝型地震及び内陸直下型地震では、発災直後から概ね3日間は職員が不足する。

(3) 業務資源の確保（対策）

職員の確保（対策）
<p><必要職員の確保></p> <ul style="list-style-type: none">○ 図5のとおり、発災直後から概ね3日間は特に災害対策要員が不足することから、非常時優先業務の優先度等を踏まえて、参集した職員が誰であっても対応できるよう、県災害対策本部運営マニュアル等の見直しを行うなど、実効性の確保を図る。（防災危機管理課、各部局）○ 発災後、早期に復旧した地域から、特に被害の大きい地域に対する支援を行う。（各部局等）<ul style="list-style-type: none">・ 太平洋側海溝型地震 東青地域、中南地域、西北地域においては、応援職員の派遣、業務の代替といった支援を実施する。・ 日本海側海溝型地震 下北地域、上北地域、三八地域においては、応援職員の派遣、業務の代替といった支援を実施する。・ 内陸直下型地震 被災地域以外の地域においては、応援職員の派遣、業務の代替といった支援を実施する。○ 災害対策要員及び代替要員の確保に向け、研修・訓練を継続し、職員の意識向上及び対応力向上を図っていく。（防災危機管理課）○ 災害対策本部統括調整部への応援及び24時間態勢を踏まえた業務継続体制の確保に努める。（各部局等）

職員の確保（対策）

<特別な技能や経験を有する職員の確保>

- 特別な技能や経験を有する職員による非常時優先業務について、実施手順の明確化や、業務を細分化し、受入が想定される個別事務の把握等を行う。（各部局等）
- 非常時優先業務の実施に当たり、全庁的に特別の技能や経験を有する職員の確保を図る。（各部局等）
 - ・ 担当以外の職員が専門業務を担当できるよう、県災害対策本部運営マニュアル等の整備を図る。
 - ・ 代行対象とする業務を定め、代行予定者の職員への周知を行う。
- 青森県災害時受援計画に基づき、国、他自治体等からの円滑かつ迅速な応援受入に努める。（人事課、防災危機管理課）

<職員の意識向上及び対応力の向上>

- 業務継続に必要な職員が不足することを前提に、他組織との情報交換や関連業務の実施に関する訓練等の実施を検討する。（各部局等）
- 職員が安心して業務を実施できるよう、家族の安全確保、安否確認に関する指導を行う。（各部局等）
- 沿岸部に居住する職員に対しては、津波避難の教育を実施する。（各部局等）

<受援体制の充実>

- 青森県災害時受援計画に基づき、国、他自治体等からの応援職員の活動環境の確保に努める。（財産管理課、防災危機管理課）

なお、図-5の必要職員数と参集職員の比較や、非常時優先業務に必要な職員を確保するための考え方については、想定地震3ケースについて、それぞれ最も悪い条件で業務継続体制を検討したものであるが、複合災害や行事期間中の発災など特定の状況については、必要職員数の集計から一部除外している。発災時の条件が想定と大きく異なる場合は、弾力的な本計画の運用のもと、職員の配置、被災地への支援手段について判断し、災害対応を実施する必要がある。

第4 指揮命令系統の確立

大規模地震等発生時においても業務を適切に継続するためには、必要資源の確保等とともに指揮命令系統の確立も重要となる。このため、各業務に関する意思決定が迅速・確実に行われるようにするとともに、意思決定者には様々な報告の中で重要な情報が適切に伝わるような工夫が必要である。

また、責任者が不在の場合も必要な意思決定がなされるように、意思決定者の職務の代行や継承についてあらかじめ定めておく。

(1) 災害対策本部

災害対策本部態勢における配備決定者、態勢責任者及び代行予定者については、地域防災計画に定めるところによる。

なお、意思決定者が不在の場合には、青森県専決代決規程に定める代行順位により、遅滞

第4章 業務継続に必要な資源の確保

第1節 人的資源

なく代行権者が職務を代行する。

○最終意思決定権について

順位 1	知事
順位 2	第一順位の副知事
順位 3	第二順位の副知事
順位 4	危機管理局長

(2) 各所属

各所属は、指揮命令系統を確保するため、速やかに意思決定権者の安否を確認し、確認が取れなかった場合は、「青森県事務専決代決規程」に基づき職務の代行を行う。

各部局等は、非常時優先業務に応援職員が従事する場合であっても、円滑な業務実施が図られるよう、あらかじめマニュアル等を整備するものとする。

第2節 物的資源・情報資源

業務継続に必要な物的資源・情報資源について、①必要資源の確保状況（現状）及び②災害時の需要（業務資源の需要）を分析することで、災害時における業務継続可能性を検証し、③業務資源の確保（対策）を図る。

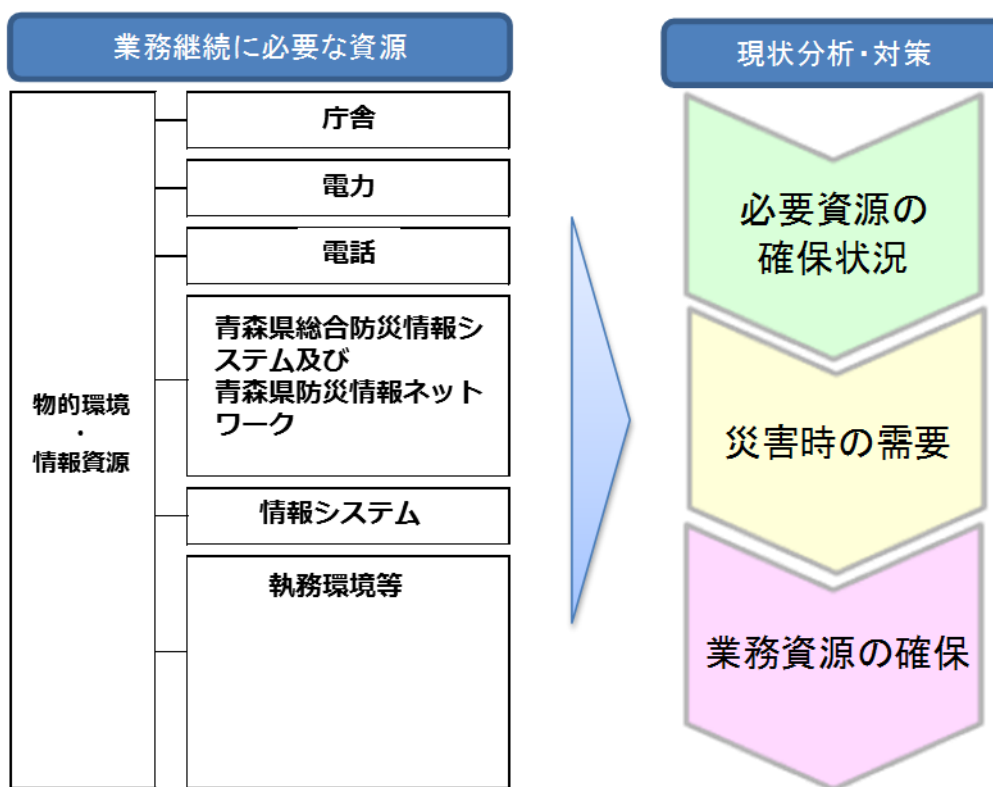


図- 6 業務資源の現状分析・対策検討のイメージ

表- 17 業務資源の現状分析・対策検討の概要

事項	概要
必要資源の確保状況（現状）	必要資源の確保状況（現状）を把握するとともに、想定地震発生時に各資源がどの程度利用可能であるかを確認する。
災害時の需要（業務資源の需要）	想定地震発生時の資源の需要を想定し、現状の資源の確保状況と比較することで、非常時優先業務の継続が可能であるかどうかを検証する。
業務資源の確保（対策）	想定地震発生時にも非常時優先業務を継続できるよう、災害時における業務資源の確保（対策）を計画する。

第1 庁舎

(1) 必要資源の確保状況（現状）

必要資源の確保状況（現状）	
○ 本庁舎、各合同庁舎その他の出先機関が入居する庁舎・建物について、構造、建築年次、耐震化状況等の具体的な条件を踏まえて、業務資源としての利用可能性を想定した。	
庁舎	現状
本庁舎（北棟）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新耐震基準の制振構造の建物である。 ・ 津波による被災が想定される。
本庁舎（西棟）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新耐震基準の建物である。 ・ 津波による被災が想定される。
本庁舎（南・東・議会棟）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震補強済みの建物である。 ・ 津波による被災が想定される。
各合同庁舎（5か所）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弘前・五所川原・十和田及びむつは、新耐震基準、もしくは耐震補強済みの建物である。 ・ 八戸は、合同庁舎として必要な耐震強度が不足している。 ・ 八戸及びむつは津波による被災が想定される。
その他庁舎、建物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新耐震基準の建物が多いが、一部に旧耐震基準で、必要な耐震補強が未実施の建物がある。 ・ 沿岸部では、津波による被災が想定される庁舎がある。

(2) 災害時の需要（業務資源の需要）

災害時の需要（業務資源の需要）
○ 地震及び津波が発生した場合、県民や職員の安全を確保し、非常時優先業務を実施するために庁舎・建物に立ち入り可能な環境が必要である。

(3) 業務資源の確保（対策）

業務資源の確保（対策）
○ 建物の耐震性を確保し、庁舎・建物が使用できる環境の整備に努める。（財産管理課、庁舎管理者）
○ 地震により建物に損傷が発生するなど、建物の安全性が確保できないと判断される場合は、早急に県民や職員を安全な場所に避難させるとともに、立ち入りを制限する。（財産管理課、庁舎管理者）
○ 損傷が発生した庁舎・建物に関して、余震等を想定し、建物内に立ち入っても安全であることを確認するための手順を整備する。（財産管理課、庁舎管理者）
○ 本庁舎が被災した場合に備えて、代替施設として、青森県総合学校教育センター（青森市大矢沢野田80-2）及び青森県立保健大学（青森市大字浜館字間瀬58-1）を指定した。（財産管理課、防災危機管理課）
○ 本庁舎が被災し、県庁内に災害対策本部を設置できない場合に備えて、予備施設として、青森県総合社会教育センター（青森市荒川藤戸119-7）を指定した。（防災危機管理課）
○ 八戸合同庁舎については、津波浸水対策を講じた上で現地に建替することとしている。（財産管理課）
○ 沿岸部では、津波警報時の職員の避難場所を確保するとともに避難訓練を行う。（財産管理課、庁舎管理者）
○ 地震・津波が発生した場合の来庁者や庁舎への一時的な避難者への対応方針について検討する。（財産管理課、庁舎管理者）

業務資源の確保（対策）	
○	地震・津波被災を想定し、浸水対策について検討する。また、各合同庁舎その他の出先機関が入居する庁舎・建物の代替執務場所及び代替庁舎の特定について検討する。（財産管理課、防災危機管理課、庁舎管理者）

第2 電力

（1）必要資源の確保状況（現状）

必要資源の確保状況（現状）	
○本庁舎、各合同庁舎その他の出先機関が入居する庁舎・建物における電力の確保状況について、調査を行い、電力の業務資源としての利用可能性を想定した。	
庁舎	現状
共通	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の情報収集・伝達等に関する電力の確保は図られている。
本庁舎（北棟）	<ul style="list-style-type: none"> バックアップを含み独自の非常用発電設備を2機設置している。 停電時も常時72時間稼働する燃料を確保している。 一次発電機は災害対策本部が設置される2階と、2階以外のフロアの約1/3に電力を供給する。 二次発電機は青森県防災情報ネットワークに関連するシステムに電力を供給し、二次発電機の故障時は、一次発電機がバックアップとして電力を供給する。 (2階フロアのほか、5階及び屋上の通信設備も供給対象) 非常用発電機が1階に設置されているため、浸水対策が必要である。
本庁舎 (西棟、南・東・議会棟)	<ul style="list-style-type: none"> 停電時に運転する非常用発電設備を3機設置している。 通常と同じ電力を使用しても3日間使用できる燃料を常時確保している（電力の使用制限を行うと1週間程度供給可能）。
各合同庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 一部、非常用発電設備を備えている。 太陽光発電設備により、庁舎の一部が使用できる
その他の出先機関の庁舎・建物	<ul style="list-style-type: none"> 一部、非常用発電設備を備えている。



非常用発電設備（本庁舎北棟）



非常用発電設備用燃料貯蔵所



非常時（一次発電機使用時）も使用可能なコンセント（本庁舎北棟）

※商用：白色、非常用：黒色

- 非常用発電設備用の燃料については、青森県石油商業組合と調達、安定供給に関する協定を締結している。

（2）災害時の需要（業務資源の需要）

災害時の需要（業務資源の需要）

- 非常時優先業務の遂行には電力の確保が必要である。

（3）業務資源の確保（対策）

業務資源の確保（対策）

- 本庁舎では、災害対策本部庁舎の電力の増強及び災害対策本部庁舎以外の庁舎の電力の確保を行う。（財産管理課、庁舎管理者）
- 本庁舎以外の庁舎についても、災害対応のための電力確保の取組を進める。（財産管理課、庁舎管理者）
- 非常用発電設備を有する庁舎・施設では、災害時に利用できるよう、定期的に点検・試運転を継続実施する。（財産管理課、庁舎管理者）
- 発災後も速やかに電力を確保するため、事業者と連携しつつ、被災地における電力の早期復旧や代替電源の確保等に努める。（財産管理課、庁舎管理者）
- 本庁舎の発電機室の浸水対策として、吸水土のうを備蓄した。（財産管理課）
- 津波による被災が想定される庁舎にあつては、浸水対策の整備に努める。（財産管理課、庁舎管理者）

第3 電話

(1) 必要資源の確保状況（現状）

必要資源の確保状況（現状）

- 電話について、過去の災害状況等を踏まえ、業務資源としての利用可能性を想定した。

庁舎	災害時の利用可能性（想定）
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の電話については、発災から数日間は輻輳等により、発信が困難になると予想される。 ・ 青森県防災情報ネットワークが配備されている場合は、停電時においても、これにより通話が可能である。 ・ 災害対応等に関連する部署を中心に、災害時に発信規制を受けず輻輳の影響を受けない災害時優先電話を設置している（全庁で120回線）。
本庁舎（北棟、西棟、南・東・議会棟）及び各合同庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話交換機には、停電時も非常用発電設備から電力が供給されるため、停電による影響はない。

- 災害対策本部室等に設置している使用可能な電話は、以下の4種類である。



災害時優先電話（NTT直通電話）



防災情報ネットワーク電話



衛星回線を利用する電話



内線電話（本庁舎）

- 「災害時における通信設備復旧等の協力に関する協定（東日本電信電話、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）」により、通信設備の復旧作業や被災地への代替通信機器等の配置等、通信確保対策を図っている。

(2) 災害時の需要（業務資源の需要）

災害時の需要（業務資源の需要）	
○	情報収集や連絡調整、その他の非常時優先業務の継続のため、発災直後から情報通信手段（電話）の確保が必要である。

(3) 業務資源の確保（対策）

業務資源の確保（対策）	
○	庁舎に整備されている青森県防災情報ネットワークによる通話や、災害時優先電話の使用に関する研修・訓練により、災害時の情報通信体制の強化を図る。（防災危機管理課）
○	通信機器のUPS（無停電電源装置）のバッテリーの計画的な交換と電源装置の点検整備を徹底する。（関係各課）
○	協定事業者や関係機関との停電時等の通信手段について、平時から確認をとる。（関係各課）
○	発災後も速やかに通信手段を確保するため、事業者と連携しつつ、被災地における通信設備の早期復旧や代替通信機器等の配置等に努める。（関係各課）
○	多様な通信手段の確保に努める。（関係各課）

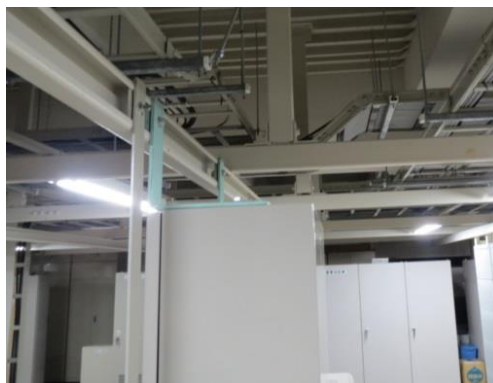
第4 青森県総合防災情報システム及び青森県防災情報ネットワーク

(1) 必要資源の確保状況（現状）

必要資源の確保状況（現状）	
○	県関係機関、市町村、消防本部及び防災関係機関と災害の状況等を速やかに共有し、情報共有の高度化、自動化及び効率化を図ることにより迅速かつ確かな災害対応を実現するほか、県民へ効率的に災害情報を伝達するための青森県総合防災情報システムをインターネット上で稼働しており、関係機関が情報共有のために利用している。
○	青森県防災情報ネットワークについて、現在の整備状況を踏まえ、業務資源としての利用可能性を想定した。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における本庁舎、各合同庁舎その他の出先機関、市町村、消防本部、防災関係機関間の迅速かつ確実な情報収集・伝達を行うためのネットワークが整備されている。（防災情報ネットワーク構成については、図-7を参照） ・青森県防災情報ネットワークは、有線回線を基本とし、不通の場合は、衛星回線を通じた通信（データのやり取り等）が可能である。 ・各端末にはUPS（無停電電源装置）を設置し、非常用発電設備及び発動発電機によりバックアップがなされている。 ・災害時に障害が発生した場合は、保守業者から保守員が派遣される。



統制台室



機器類の転倒防止対策

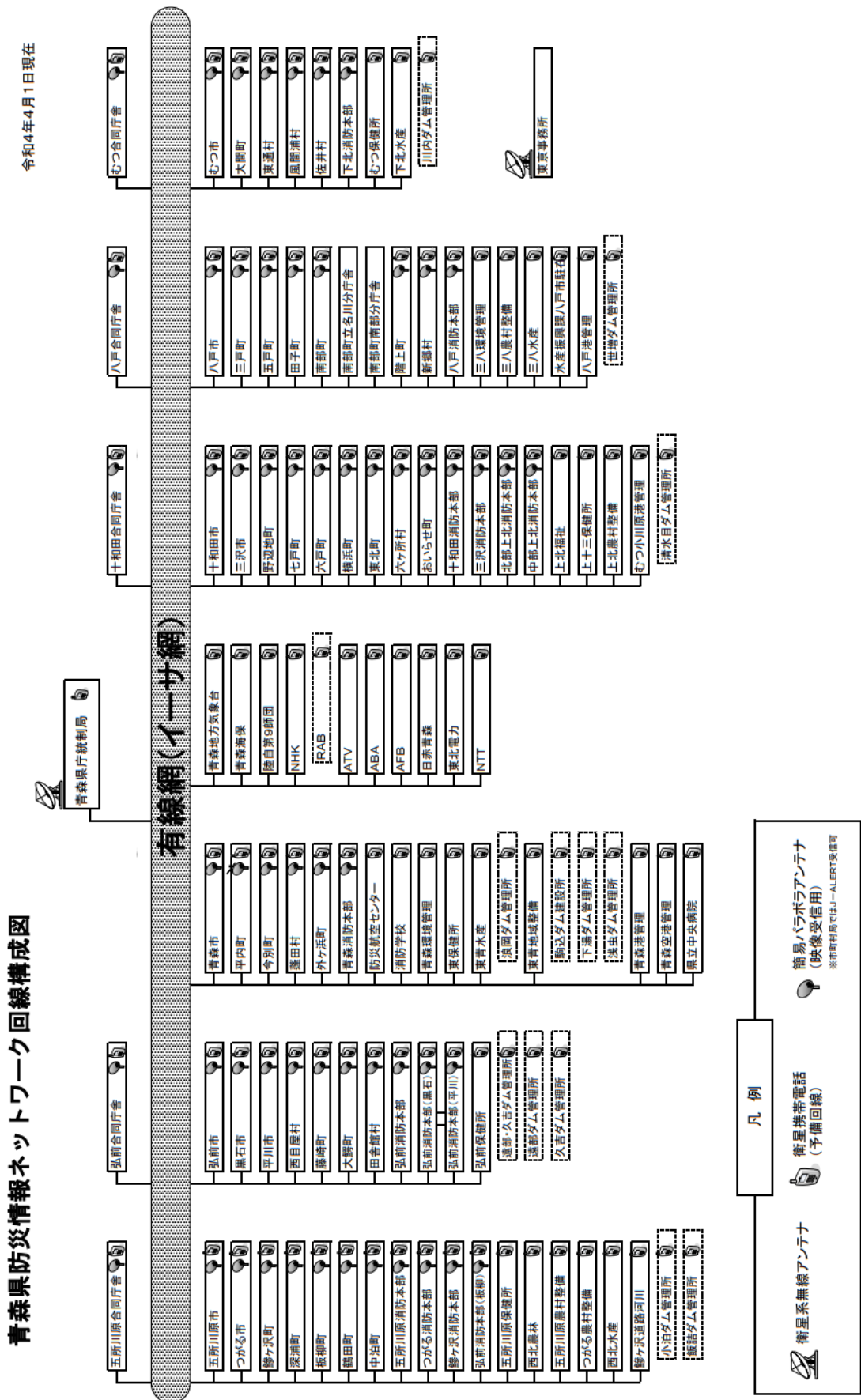
(2) 災害時の需要（業務資源の需要）

災害時の需要（業務資源の需要）	
○	災害時の非常時優先業務の継続には情報通信手段の確保が不可欠であり、情報通信手段（青森県総合防災情報システム等）の的確な運用に努める。

(3) 業務資源の確保（対策）

業務資源の確保（対策）	
○	災害時には、設備について故障がないか等を確認し、何らかの障害がある場合には故障箇所の特定制及び早期の復旧を図る。（防災危機管理課）
○	青森県総合防災情報システムによる、より高度な情報共有を行う。（防災危機管理課）
○	老朽化した青森県防災情報ネットワークの更新を進める。（防災危機管理課）

図-7 青森県防災情報ネットワーク構成図



第5 情報システム

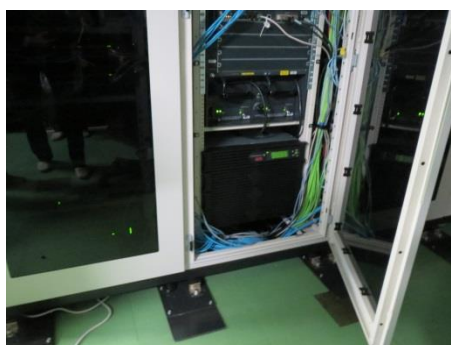
(1) 必要資源の確保状況（現状）

必要資源の確保状況（現状）

- 情報システムについて、現状を踏まえ、業務資源としての利用可能性を想定した。

種別	災害時の利用可能性（想定）
重要な情報基盤システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制振構造の庁舎へ移転するとともにサーバー類はフリーアクセス床に対してアンカーボルトで固定され、耐震性が確保されている。 ・ サーバルームは、本庁舎（北棟）の非常用発電設備からの給電によって3日間の電力・空調が確保される。
青森県庁ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の情報発信、必要な情報の送受信のためのインターネットシステムも、上記の重要システム等に含まれ、利用が可能である。また、県民等への情報発信を行う仕組みとしては、他の情報発信手段として公式 <code>t w i t t e r</code> も利用可能となっている。
端末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報基盤システム復旧後は、本庁舎等の電力が確保される施設では端末の使用が可能である。

- 重要な情報基盤システムの復旧対応に関しては、ICT-BCPが策定され、早期復旧を図るための行動計画が定められている。
- 執務室に電力が供給されない庁舎では、情報基盤システムの利用やPC等の作業ができない。



サーバー類の固定対策

(2) 災害時の需要（業務資源の需要）

災害時の需要（業務資源の需要）

- 情報基盤システムは、非常時優先業務を実施する上で必要なため、早期の確保が必要となる。

(3) 業務資源の確保（対策）

業務資源の確保（対策）

- 本庁舎以外の情報基盤システム端末についても、電力やネットワーク回線を確保するための利用環境整備の取組を進める。（財産管理課、行政経営課、庁舎管理者）
- PC等が利用できない場合に備え、紙ベースによる作業や復旧後の円滑な業務継続のための準備を検討する。（各部局等）

第6 執務環境等

1 什器等

(1) 必要資源の確保状況（現状）

必要資源の確保状況（現状）
○ キャビネット等の什器類及びPCやコピー機等の固定対策、ガラスの飛散防止対策が一部実施されていない。

(2) 災害時の需要（業務資源の需要）

災害時の需要（業務資源の需要）
○ 速やかな非常時優先業務への移行及び執務室内の安全確保のため、什器等の転倒防止、ガラスの飛散等の防止対策を実施する必要がある。

(3) 業務資源の確保（対策）

業務資源の確保（対策）
○ キャビネット等の什器類及びPCやコピー機等の固定対策、ガラスの飛散防止対策の実施に努める。（各部局等）
○ 対策が困難な場合、レイアウトを工夫して被害の軽減に努める。（各部局等）
○ 高所に書類や荷物等を置かないよう徹底する。（各部局等）

2 トイレ

(1) 必要資源の確保状況（現状）

必要資源の確保状況（現状）	
○ トイレについて、業務資源としての利用可能性を想定した。	
建物	災害時の利用可能性（想定）
本庁舎（北棟、西棟、南・東・議会棟）	<ul style="list-style-type: none"> 地上階は直接放流、地下階は排水槽より汲み上げて下水に放流する形式となっている。災害時も電力や中水が確保されることから、使用可能と考えられる。中水については、災害対応にあたる職員が使用可能な量を貯蔵している。
各合同庁舎その他の出先機関の庁舎・建物	<ul style="list-style-type: none"> 断水時や停電時に水洗トイレは使用できない。

(2) 災害時の需要（業務資源の需要）

災害時の需要（業務資源の需要）
○ 非常時優先業務等に従事する職員用のトイレを確保する必要がある。

(3) 業務資源の確保 (対策)

業務資源の確保 (対策)	
○ 非常時優先業務等に従事する職員用トイレの確保に努める。(財産管理課、庁舎管理者)	
○ 各庁舎において、災害時のトイレの利用ルールを整備する。(財産管理課、庁舎管理者)	
建物	断水時の利用ルール (案)
本庁舎 (北棟、西棟、南・東・議会棟)	・ トイレの使用制限
各合同庁舎	・ トイレの使用制限 ・ 地下階のトイレの使用禁止の呼びかけ

3 飲料水・食料、消耗品、燃料、その他

(1) 必要資源の確保状況 (現状)

必要資源の確保状況 (現状)
○ 職員用の飲料水・食料の十分な備蓄はない。
○ トナー、コピー用紙などの消耗品は一定量のストックがある。

(2) 災害時の需要 (業務資源の需要)

災害時の需要 (業務資源の需要)
○ 大規模災害時、職員は庁舎等に泊まり込での災害対応が続くことが想定され、発災直後から職員用の飲料水・食料が必要となる。
○ 非常時優先業務を遂行するにあたり必要となる消耗品等を確保する必要がある。
○ 現地調査等の応急対策業務に必要な車両の燃料を確保する必要がある。
○ 冬季の発災の場合は、防寒対策が必要である。

(3) 業務資源の確保 (対策)

業務資源の確保 (対策)
○ 県災害対策本部統括調整部員の飲料水・食料について、最低3日分、推奨1週間分の備蓄に努める。(防災危機管理課)
○ 県災害対策本部統括調整部員以外の非常時優先業務に従事する職員用の飲料水・食料について、各所属において必要数量の備蓄に努める。(各部局等)
○ 消耗品及び燃料について、必要量の確保に努める。(各部局等)
○ 自動車のガソリンは、できるだけタンクを空にしないような運用に努める。(各部局等)
○ 冬季の発災の場合、各職員は防寒具等を持参する。(各部局等)

4 エレベーター

(1) 必要資源の確保状況（現状）

必要資源の確保状況（現状）
<ul style="list-style-type: none">○ 本庁舎（北棟）に設置されているエレベーター5基のうち、正面玄関側エレベーター1基、北側エレベーター、及び屋上のヘリポートからR1階へ接続しているエレベーターの計3基には、一次発電機から電力が供給されることから、停電時も利用可能である。○ 本庁舎（北棟）以外エレベーターは、中庭の非常用発電機から電力供給が可能だが、エレベーター運転に伴う負荷変動により発電機が停止する可能性を考慮し、運転は行わない。

(2) 災害時の需要（業務資源の需要）

災害時の需要（業務資源の需要）
<ul style="list-style-type: none">○ 本庁舎（北棟）北側エレベーター及び屋上のヘリポートからR1階で北側エレベーターへ接続しているエレベーターについては、緊急時の輸送等での利用が想定される。

(3) 業務資源の確保（対策）

業務資源の確保（対策）
<ul style="list-style-type: none">○ 各庁舎・建物において、エレベーター設備に障害が発生した場合は、保守業者に保守員の派遣を要請し、復旧を図る。（財産管理課、庁舎管理者）

第5章 今後の取組み

第1節 計画的な対策の実施

第1 対策実施計画

非常時優先業務に必要な資源を分析し、適時・的確に非常時優先業務を開始できるよう、業務継続に向けた対策を計画的に実施していく。

表-18 対策実施計画

必要資源	現状	対策項目	対策後のレベル (目標)
職員	<ul style="list-style-type: none"> 参集職員が限定される状況下においても、非常時優先業務の実施に必要な人数の確保が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> マニュアル等の見直し 災害対策要員及び代替要員に対する研修の実施 国、他県等からの応援の受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間体制を考慮した職員の配置を行う 対策要員及び代行要員の確保・育成 円滑かつ迅速な応援受入れ体制の構築
庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎の一部に旧耐震基準で、耐震補強の必要な建物がある 代替施設の特定が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎の耐震性確保 代替施設の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 県庁舎の耐震性を確保する 代替施設を確保する
電力	<ul style="list-style-type: none"> 出先機関については、非常用発電設備が整備されず、停電時の執務室への電力の供給が懸念されるものがある 	<ul style="list-style-type: none"> 出先機関の非常用発電設備の整備 災害対策本部庁舎の電力の増強、本部庁舎以外の電力の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電設備を整備する
電話	<ul style="list-style-type: none"> 多様な通信手段の確保が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の通信手段の周知 出先機関や関係機関との非常時の連絡手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後から各拠点間の連絡体制を確立する 非常時においても関係機関との連絡手段を確保する
防災情報ネットワーク等	<ul style="list-style-type: none"> 各端末はUPS、非常用発電設備等によりバックアップがなされている 	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報ネットワーク等端末の的確な運用 	<ul style="list-style-type: none"> 設備の故障時にも、早期の復旧を図る
情報システム	<ul style="list-style-type: none"> 重要な情報基盤システムのサーバー類は耐震性が確保されている 定期的な重要な行政データのバックアップが必要である 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な情報基盤システム等の確保 PCが利用できない場合でも、紙ベースによる作業等を可能にする準備 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎以外の情報基盤システム端末についても、利用環境の整備を図る 復旧後の円滑な業務継続を図る
執務環境等	<ul style="list-style-type: none"> キャビネット等の固定対策、ガラスの飛散防止対策が一部実施されていない 職員用の飲料水・食料の十分な備蓄がない 	<ul style="list-style-type: none"> 執務室内什器の固定等の対策を推進 職員用の飲料水・食料の備蓄必要量の算定 	<ul style="list-style-type: none"> 什器の転倒等による負傷者をなくす 職員用の飲料水・食料の備蓄を確保する

第2 指揮命令系統の確立

大規模地震等発生時においても業務継続を適切に行うためには、必要資源の確保等とともに指揮命令系統の確立も重要であることから、訓練等を通じて意思決定者への情報伝達方法等の確実性を高めるとともに、随時、マニュアル等を見直すこととする。

第2節 業務継続マネジメントの推進

地震災害時に業務継続方針に基づいて対応できるよう、業務継続マネジメント（Business Continuity Management：以下「BCM」という。）を推進していく必要がある。

本章では、BCMの推進体制を定めるとともに、PDCAサイクルを通じて本計画を持続的に改善するための取組みについて定める。

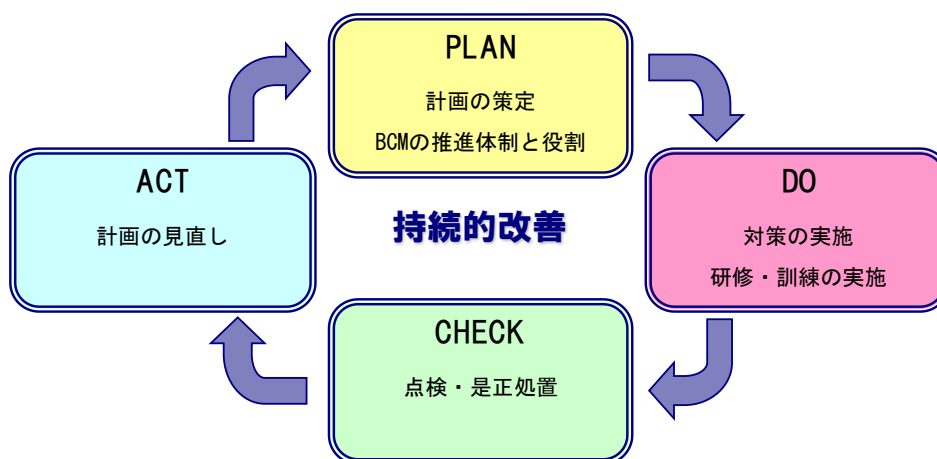


図- 8 PDCAサイクルのイメージ

第1 業務継続マネジメントの推進体制

県では、全ての職員が本計画の意義や目的等を理解し、平常時から個々の職員に課せられた役割を確実に果たせるよう、各部局（出先機関を含む）が一体となって全庁的にBCMを推進するとともに、訓練等を通じ、防災関係機関との連携を図る。

第2 点検・是正

- 地震災害時に迅速かつ的確に非常時優先業務を継続するため、次の2点を重視し、職員に対する研修・訓練を計画的に実施し、職員の意識及び対応力の向上を図っていく。
 - ① 本計画の内容を全職員に周知・浸透させること。
 - ② 災害時に実際に行動できるよう対応力の向上を図ること。
- 対策（業務継続に必要な資源の確保策）の実施状況や研修・訓練の結果等について、検証（点検、課題整理、改善方法の検討等）を行う。

第3 計画の見直し

青森県地域防災計画の修正や、訓練の実施状況等を踏まえ、必要に応じて、本計画の見直しを行う。

資料編 非常時優先業務一覧表

実施すべき非常時優先業務の一覧表を次項より示す。

なお、第1章第2節のとおり、大規模災害発生時にあつては非常時優先業務を優先的に実施するが、災害の様相によっては、その他の通常業務も非常時優先業務の実施の支障とならない範囲で継続する。

例)

【災害対策本部】

本部

業務区分	連番	非常時優先業務名	～3時間	～12時間	～24時間	～3日間	～1週間	～2週間	～1ヶ月
応急業務	1	統括調整部の意思決定に関すること	○	○	○	○	○	○	○

・ 応急業務
・ 優先すべき通常業務

非常時優先業務名

業務に着手している時期